

○広島県文化芸術振興のまちづくり推進条例

平成十八年十月十六日条例第五十七号

広島県文化芸術振興のまちづくり推進条例をここに公布する。

広島県文化芸術振興のまちづくり推進条例

文化芸術は、人間が人間らしく生きるための糧であり、人間が協働し、共生する社会の基盤となるものであって、その役割の重要性は今後とも変わることはない。

広島県には、中国山地から瀬戸内海にいたる豊かな自然と、交通交易の要衝の地として栄えた歴史があり、それぞれの地域において個性豊かな文化がはぐくまれてきた。中四国地方では唯一、厳島神社と原爆ドームという二つの世界遺産を有し、多彩な文化人・芸術家を輩出してきた文化の中核県である。

今、平成の大合併を経た県内各地域では、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し発展させるとともに、新たな文化芸術の創造に取り組むことが求められている。

また、いわゆる団塊の世代をはじめとした定年退職後の高齢者等の活力を、地域における文化芸術活動に生かしていくことが課題となっている。

県内各地域における文化芸術の振興を図り、その拠点施設の有効活用を推進するためには、県民をはじめ、民間団体、大学等、行政、経済界などの多様な主体が一体となった取組を進める必要がある。

本県における文化芸術の一層の発展のため、これら多様な主体による自主的な取組を進めるとともに、相互の交流と連携によって文化芸術の振興によるまちづくりを推進し、もって活力ある広島県の創造に寄与するため、この条例を制定する。

(目的)

**第一条** この条例は、文化芸術の振興によるまちづくりの推進に関する基本方針を定め、県、県民、文化芸術施設、大学等及び民間団体の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興を担う多様な主体の協働及び連携を推進することにより、もって文化芸術の振興による個性豊かで活力のある地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この条例において「文化芸術」とは、文学、音楽、美術、演劇、舞踊その他の芸術、伝統芸能、伝統的な年中行事、文化財その他の伝統文化、茶道、華道、囲碁、将棋その他の生活文化等をいう。

2 この条例において「大学等」とは、大学その他の教育研究機関をいう。

3 この条例において「民間団体」とは、民間企業、特定非営利法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）そ

の他の民間団体をいう。

(基本方針)

**第三条** 文化芸術の振興によるまちづくりに当たっては、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。)の自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、多様な文化芸術の振興が図られるよう、県、県民、文化芸術施設、大学等及び民間団体がそれぞれの役割を担い、相互の協働及び連携により推進されなければならない。

2 文化芸術の振興によるまちづくりに当たっては、文化芸術は、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会を形成し、将来にわたる豊かな住民生活の実現のために、特に重要であるという認識に基づき、担い手となる人づくりを推進するとともに、文化芸術を将来の世代に引き継ぐよう努められなければならない。

(県の役割)

**第四条** 県は、前条に規定する基本方針(以下「基本方針」という。)にのっとり、次代を担う子どもから高齢者に至るまでのすべての世代の県民が、文化芸術に親しみ、自主的かつ主体的な活動を活発に行うことができるよう施策の推進に努めるものとする。

2 県は、文化芸術の振興を支援する人材の育成を図るとともに、文化芸術の振興を担う多様な主体の協働及び連携の推進に努めるものとする。

3 県は、高齢者が、豊富な知識及び経験を生かし、地域の文化芸術活動に積極的な役割を果たすことができるよう環境の整備に努めるものとする。

(県民の役割)

**第五条** 県民は、基本方針にのっとり、自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、その活力と創意を生かしつつ、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

(文化芸術施設及び大学等の役割)

**第六条** 文化芸術施設及び大学等は、基本方針にのっとり、その有する専門知識、人材、設備等を生かして、文化芸術活動への支援等を行うことにより、文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

(民間団体の役割)

**第七条** 民間団体は、基本方針にのっとり、文化芸術活動への支援に努めるとともに、事業活動を通じて、文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

(市町との連携)

**第八条** 県は、文化芸術の振興に関する施策の実施に当たって、市町との連携に努めると

ともに、必要に応じて、市町相互間の連携による施策の推進が図られるよう協力及び支援に努めるものとする。

(文化芸術に関するボランティア活動の推進)

**第九条** 県は、文化芸術に関するボランティアの活動を推進するとともに、当該ボランティア活動の充実が図られるよう努めるものとする。

(合併地域における文化芸術活動の推進)

**第十条** 県は、市町村の合併が行われた地域(以下「合併地域」という。)における文化遺産及び伝統文化の保存、継承並びに活用を推進するため、県民、民間団体及び大学等並びに市町と連携し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 県は、合併地域の一体化を促進する新たな文化の創造に取り組む市町に対し、必要な助言及び支援を行うよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

**第十一条** 県は、県民の文化芸術活動の促進及び優れた地域文化芸術の形成に資するため、情報通信の技術の積極的な活用等により、文化芸術に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(民間団体等の支援活動の促進)

**第十二条** 県は、文化芸術活動に対して個人又は民間団体が行う対価を求めない支援活動が文化芸術の振興に果たす役割の重要性にかんがみ、その活動を促進するための普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(協働連携による文化芸術活動の推進)

**第十三条** 県は、県民、文化芸術施設、大学等及び民間団体が行う文化芸術活動が、地域の特性を生かしつつ、相互の緊密な連携により展開されるとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう努めるものとする。

(顕彰)

**第十四条** 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者その他文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。